

第 1 3 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 2 6 年 1 月 2 9 日（水）大阪合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 岩寄 理致 税理士	
審査対象期間	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 5 年 9 月 3 0 日契約締結分	
抽出案件	4 件 内訳 （公共工事） ・ 随意契約で新規案件のもの 1 件 （物品・役務） ・ 競争入札案件で落札率が低いもの 1 件 ・ 随意契約で事業委託契約のもの 1 件 ・ 随意契約で企画競争の参加者が 1 者しかないもの 1 件	
報告案件	0 件 （備考）「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	4 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
「設置要綱第 6 条に基づき抽出された審議案件の審議」	
【審議案件 1】 公共工事において随意契約で新規案件のもの （随 意 契 約） 枚方公共職業安定所移転に伴う入居工事ビオルネ・イオン枚方店 （契約の概要） 枚方公共職業安定所移転に伴う入居工事	
意見・質問	回 答
審議案件の 1 番について、説明者より入札契約 手続等説明をしてください。	審議案件 1 番は、枚方公共職業安定所が枚方 市駅前の商業施設であるビオルネ・イオン枚方

	<p>店へ移転したことに伴う入居工事になります。</p> <p>移転前の枚方公共職業安定所本所は、建物の耐震性に問題があり、専門家より震度6、7の地震が起これば崩壊する可能性が高いという指摘を受けており、また建物が非常に狭隘ということから、本所とは別に民間ビルを借り、2ヶ所の庁舎でハローワーク業務を行っていましたので、サービス面でも非常に問題のある庁舎でした。</p> <p>今回、移転することで庁舎を1ヶ所に統合し、利用者サービスの向上を図るとともに、従来から抱えていた耐震性、狭隘等の諸問題を解消することができました。</p> <p>予定価格の積算は、建設物価から人件費や資材費、その他インターネットなどから情報を求め、諸経費を国土交通省の建築工事積算基準により積算しております。</p> <p>契約については、通常は一般競争入札を実施するところですが、ビル所有者が指定する業者が施工することを条件に工事の承諾を得ておりますので、契約の性質が競争を許さないことから、当該指定業者から見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であったため随意契約を締結しております。</p>
<p>予定価格の範囲内ということですが、検証ほどの程度できるのでしょうか。</p>	<p>当初、指定業者から出てきた見積書は予定価格を超えるものでしたが、内容を精査し値引き交渉を行いました。</p> <p>例えば、器具であれば同じ機能を持つ低廉なものの使用でも可能であると指定業者と調整をしました。その結果、予定価格の範囲内で契約することができました。</p>
<p>契約書を見ますと、賃貸人の承諾した工事人及び工事方法により施工しなければならないとありますが、労働局側からこの業者に工事をさせたいというような提案をする余地はないのですか。</p>	<p>ビル所有者と調整に入った際に競争入札はできるのか、との確認をしておりますが、指定業者でなければ承諾できないと言われております。</p> <p>この指定業者のあり方については、過去の当委員会でもご意見をいただいておりますが、過去の案件では指定業者以外に見積書を依頼したこともありましたが、設備工事を行う場合は図面から調達する必要があり、指定業者でなければ工事</p>

	<p>に入りにくいということもありました。また、設備等にトラブルが発生した場合、他のテナントにも影響を及ぼすこと等を考えると結果的に見積が非常に高くなったという結果もありましたので、指定業者以外と契約するのは難しい状況にあると考えています。</p>
<p>【審議案件2】 物品・役務にかかる競争入札案件で落札率が低いもの (競争入札) 大阪西公共職業安定所外7所における交通誘導警備業務 (契約の概要) 駐車場・駐輪場交通誘導警備業務</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件2番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件2番は、大阪西公共職業安定所外7所における交通誘導警備業務について、一般競争入札を実施したものです。</p> <p>契約の目的としては、ハローワークにおいて来所者が増加し、駐車場待ちの自動車が増え、ハローワーク周辺で滞留することとなり、ハローワーク駐車場へのスムーズな駐車や駐車場内でのトラブル防止の観点から、交通誘導警備を行っているものです。</p> <p>また、自転車で来所する方も非常に多く、秩序のない駐輪により道路にはみ出すと、近隣住民へ迷惑をかけることになり、車いすで利用される方をはじめ来所者への妨げになることから、自転車の整理も併せて行う交通誘導員を配置しているものです。</p> <p>予定価格の積算は、国土交通省が発表している平成24年度公共工事設計労務単価をもとに労務単価を設定し、一般管理費等の諸経費は建築保全業務積算基準に定められた保全業務費の積算方法により積算しています。</p> <p>予定価格が1,000万円を超えていますので、厚生労働省所管会計事務取扱規程に基づき、低入札価格調査基準を設定する必要があり、その額は予定価格に10分の6を乗じた額としています。</p> <p>入札参加資格は、予定価格から、厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)「役務の提</p>

	<p>供等」の「A」等級に該当するが、より多くの参加者を募るため、下位等級となる「B、C」等級を含め「A、B、C」等級に格付けされ、加えて近畿地域の競争参加資格を有し、警備業法第4条の認定を都道府県公安委員会から受けている者としています。</p> <p>入札については、7者が参加し、最低価格の応募者と契約を締結しました。</p> <p>なお、今回の落札価格は低入札価格調査基準額を上回っております。</p>
<p>落札金額が、非常に低い金額になっています。</p> <p>必要な一般管理費等を差し引くと労働者の賃金が残りますが、それを労働日数等で割ると最低賃金は確保できているのでしょうか。</p>	<p>契約書の中に法令遵守を明記しており、法令違反が判明し、是正しない場合には契約解除要件にもなるため、受託業者も当然の如く法令遵守については認識していると考えています。</p> <p>契約締結後においても、大阪府最低賃金額改定によって受託業者における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、大阪府最低賃金額改定のお知らせを手交し、夏には熱中症防止パンフレットを手交するなどして注意を促しています。</p> <p>また、この契約だけでなく他の事業もされていますので、この契約と個々の労働者の労働条件とは直接すぐにはリンクしないと考えています。</p>
<p>本来A等級に該当する規模ですが、実効性は確保できていますか。</p>	<p>契約内容どおり適正に履行されていることを検収のうえ、支払いをしております。</p>
<p>【審議案件3】 随意契約で事業委託契約のもの</p> <p>(随意契約) 障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>(契約の概要) 障害者就業・生活支援センター事業の委託</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件3番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>本事業は、就職や職場適応などの就業面の支援、いわゆる働く支援だけでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理など生活支援が必要な障害者の方に対して、身近な地域で、就業面の支援と生活面の支援を一体的かつ総合的に実施し、職業生活における自立を図ることを目的としており、本事業が実施できる団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律により、大阪府</p>

	<p>知事から障害者就業・生活支援センターとして指定を受け、かつ、厚生労働省が策定した事業実施要綱に基づく各事業が実施できるという府知事からの意見書を添えた推薦書に基づき、大阪労働局長がハローワークや障害者職業センター等との連携、職業リハビリテーションの状況を踏まえ、委託先として相応しいと認めた団体と委託契約を締結するものです。</p> <p>委託先は、大阪府知事が障害者就業・生活支援センターとして指定している18ヶ所のセンターを委託先として相応しいと認め、本委託事業の目的が競争を許さないことから会計法に基づき随意契約を行いました。</p> <p>予定価格の積算は、厚生労働本省の当該事業委託に係る総予算の範囲内で各団体から提出された事業計画の経費内訳を過去の実績等と照らし合わせた結果、適正であると判断し、事業計画における経費の同額を予定価格としています。</p>
<p>契約は18の団体と締結していますが、各団体から提出された事業費積算内訳を比較しますと、人件費の単価に差があると思いますが、それについてどのように考えていますか。また、人件費に差があっても、同等の成果が確保できていますか。</p>	<p>人件費の単価については、厚生労働本省から主任であればいくら、担当者であればいくらという一定の目安は示されていますが、その金額に合わせる旨の指示はしていません。</p> <p>また、事業の実績については、毎年度1回事業監察、経理監査の実施をしておりますので、委託する事業の内容は担保できていると考えております。</p>
<p>就業支援と生活支援の二つの目的に別々に経費を出すとなると、区分けを明確にしなければなりませんね。</p>	<p>就業支援は労働局からの委託事業、生活支援は大阪府の補助事業で行っています。ですから事務所の費用等は支援員の人数で按分した形で経費執行をしております。</p>
<p>委託先の変更はないのですか。</p>	<p>大阪府知事の障害者生活支援センターの指定に変更がなければ、ありません。</p>
<p>【審議案件4】 随意契約で企画競争の参加者が1者しかないもの (随意契約) 長期失業者等総合支援事業 (契約の概要) 長期失業者等総合支援事業の委託</p>	

<p>審議案件4番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>本事業は、失業者の失業期間の長期化が懸念される中で、離職後1年以上経ち、安定した雇用に至っていない長期失業者に対する再就職支援を充実・強化するため、就職支援から職業紹介、就職後の職場定着指導までを一貫して行う事業を、民間職業紹介事業者を活用して実施するものです。</p> <p>事業の委託先は企画競争により選定し、随意契約を締結しております。</p> <p>予定価格の積算ですが、本事業は厚生労働省において、労働局ごとに対象者数と委託契約の限度額である国庫債務負担行為限度額が決められており、積算は支援を開始した人数により支給する基本支給額と、そのうちで就職率を40パーセントと設定したうえ、就職し、かつ、就職後3か月職場定着した場合に支給する追加支給額を合計して算出しています。</p>
<p>企画競争で参加者が1者ということですが、事業は大阪で実施するのに、東京の業者のみの参加というのは何か理由があるのですか。</p>	<p>この業者は、大阪にも事務所があり、昨年度も受託者として、契約を締結しております。今年度の説明会には7者に来ていただいたのですが、企画競争の参加者は受託者のみという結果になっております。</p> <p>理由としましては、今年度から求人開拓の専門員を置くということが定められたこと。また、職場適応指導、就職後3か月間の支援においても昨年度までは、電話または面会で合計3回という要件が、必ず対面で1か月に1回以上となり、若干ハードルが上がったからではないかと考えています。</p>
<p>追加支給額という成果主義が取り入れられた経緯について教えて下さい。</p>	<p>この事業は、平成22年度までは一般競争入札で成功単価を入札にかけるという方法を取っていました。しかし、1人成功させた場合の単価が非常に低額であり、なかなか事業の実績があがらないということがあり、平成23年度からは厚生労働本省より成功報酬の額を一定決めたいという内容に変更されております。</p> <p>事業自体は、平成23年度からですが、大阪局が対象となったのは、平成24年度からとなっております。</p>

<p>この事業は、各都道府県すべてで実施しているのですか。</p>	<p>平成25年度は、全国で13の労働局において実施しております。 事業の内容が1年以上失業されている長期失業者の方を対象としていますので、大都市部が中心となっております。</p>
<p>企画競争方式というのは、近年増えておりますが、本来なら一定数の参加があって、その中から最も良い企画を提案した業者を選ぶというものと思います。今回の参加者は1者ですので、企画書審査委員会の役割は非常に大きいと考えますが、委員の構成はどのようなになっているのですか。</p>	<p>行政1名、有識者2名の3名となっております。</p>